

被用者保険の被扶養者で

あった方の特別措置について

後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険(健康保険組合や共済組合)の被扶養者であった方については、制度加入から2年間、保険料を「被保険者均等割の半額」に軽減しますが、平成20年度においては、次の特別措置が講じられます。

◆平成20年4月から9月までは、保険料は徴収されません。

◆平成20年10月から平成21年3月までは、保険料を9割軽減します。

この特別措置に伴い、平成20年度の保険料徴収については、それぞれ次のような取り扱いとなります。

●被用者保険の被扶養者であった方

原則、10月からの特別徴収となります。

●被用者保険の本人であった方

原則、普通徴収(7月・8月・9月)と特別徴収(10月・12月・2月)の併用になります。

●国民健康保険に加入されていた方

原則、4月からの特別徴収となります。ただし、平成19年8月以降老人保健の受給者となった方は、普通徴収(7月・8月・9月)と特別徴収(10月・12月・2月)の併用になります。

●平成20年1月以降に加入されていた保険を変更した場合などは、このとおりとならない場合があります。

高齢者医療制度の見直しによる

新しい高齢受給者証の送付について

70～74歳の方が病院などで診療を受ける際には、被保険者証と高齢受給者証を窓口へ提示し、診療に要した医療費の1割(現役並所得者と判定された方は3割)をご負担いただいています。

平成18年における国の制度改正では、平成20年4月から医療費の負担割合を1割から2割に見直すこととされていましたが、急激な負担の増加を緩和するため、国の施策により平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担を1割に据え置くこととなりました。(既に3割負担を頂いている

方は対象から除かれます)

都留市の国民健康保険に加入されている70～74歳の方には、3月10日以後に新しい高齢受給者証を郵送しました。

政府管掌健康保険や企業の健康保険、公務員の共済組合などへ加入されている方の高齢受給者証の取り扱いにつきましては、被保険者証を発行している社会保険事務所、健康保険組合などへご確認ください。

問合せ先

市民生活課 年金・医療担当

学生みなさん!

学生納付特例制度の受付が始まります!

申請手続きをして認められると、在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予されます。猶予された期間は、10年以内に後払い(追納)できます。

忘れずに手続きをしてください。手続きが遅れると「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。

対象者

20歳以上の大学生、短大生、専門学校生、高校生などで、20年度中に手続きをすると、20年4月から21年3月まで認められます。

年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証(コピー可)

所得のめやす

前年の所得が141万円以下(社会保険料控除を加えた所得)

注意点

毎年度申請手続きが必要です。追納する時は、経過した年数に応じ加算額が付きます。

これから20歳になる方は...

誕生日の前月末に社会保険事務所から国民年金加入の「資格取得届」と一緒に「学生納付特例申請書」「保険料免除・納付猶予申請書(学生以外の方)」「口座振替納付申出書」が送付されます。学生納付特例制度を希望さ

れる方は「資格取得届」の提出

の際、あわせて

申請してください。

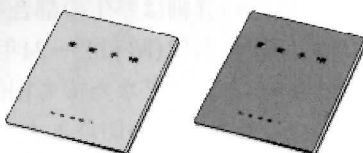
申請には、

年金手帳、印鑑、

在学証明書または

は学生証の提示

が必要です。



※19年度の学生納付特例制度を希望される方で、申請手続きを済ませていない場合は、4月末日が最終の受け付けとなりますので、忘れずに申請してください。

※社会保険事務所から学生納付特例の申請書の送付があった方は、はがき形式の申請書にすべて記入し、ポストへ投函してください。

※はがき形式の申請書が届かない方で、引き続き学生納付特例制度を利用される場合は、年金手帳及び学生証、又は在学証明書をお持ちになり、年金・医療担当窓口又は大月社会保険事務所まで手続きをお願いします。

問合せ先

山梨社会保険事務局大月事務所

☎(22)5837

市民生活課 年金・医療担当